

議案第14号

小松島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年小松島市条例第146号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月3日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年小松島市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。